

「は」と題目

半藤 英明

一、はじめに

一般に、「用語」には共通の理解が必要である。文法用語などのテクニカルタームについても独善的な意味の規定は論全体を分りにくくし、大方の理解を損なう恐れがある。然りとて、或る文法論において既成の文法用語が他人の理解・規定とは異なるものとして使用されることはあり得る。

そのようなものの一つが「題目」である。「題目」に当たる語句が「題目語」である。この用語の規定は必ずしも万人に共通のものではなく、それぞれの文法論の中で私的に解釈され使用されているところがある。尾上圭介（一九九五）では『「題目」解説』という構造は、所詮、文の表現論上のあるスタイルの名称

であり、それゆえ「題目」も文法論風に厳格に規定することは本来むずかしいのである」（31頁）と述べられる。

但し、題目の語は広く一般化しており、「は」の問題、主題論、取り立てといったテーマ研究に於いて、もはや題目の語の使用は不可欠である。本論として題目を取り上げる目的は、従来議論を整理することにあるが、加えて、自らの立場を明らかにするところにもある。

二、青木伶子の論述から

『日本語文法大辞典』（明治書院）では、「題目語」を「文の成分の名称として定着していない」としつつも、次のごとく解説する（秋本守英執筆）。

・文論で、その文の内容の題目となるような語、つまりその文が何について述べられているのかを表す語を、文の初めに係助詞「は」を添えて示したものの。係助詞「も」や「には」「にも」「については」「についても」などを添えて示すこともある。(後略、傍線筆者)

題目の規定が徹底しない理由の一つとして、傍線部「その文が何について述べられているのかを表す語」の解説のように、意味的な規定の緩やかさにより多様な解釈を許してしまうことがある。本論では、出来得る限り厳格な意味の記述を目指す、「は」と「も」の働きを併せて題目を考えることは数多くの様々な言語現象を盛り込むことになり、議論を拡散させる恐れがあると見て、「は」のみを取り上げ、「も」は扱わない。まずは、これまでの議論を確認するため、注目すべき先行研究の中から青木伶子(一九九二)の記述に当たる。青木は、諸家の説を丹念に洗い、その上で「題目をあまりに広く解するならば、構文的に性格のな

はだ異なるものを含むことになるので、私としては構文論的観点を重視し、題目を狭く捉へたいと思ふ」(99頁)として、次のように規定する。

・題目とは、それについて以下に述べるために、格成分として述語に向かつて従属的に組み込まれようとしてゐた文の流れからハによつて完全に切り離され、前項として提示されたもの・事柄。或いは、論理的関係ではないながら、以下において、ついて述べるべく提示されたもの・事柄である。従つてこれらは当然既知のものである。而も、最も基本的な対立二項の前項として提示されたもの(半藤注、主に主語の位置にあるものだが、目的語、「に」格成分の場合もある)に限る。(109頁)

この規定に沿うものとして、青木の「題目」には、以下のような記述が続く。

・真の題目とは基本的には「体言的語句＋ハ」の形のもの、即ち格助詞のない場合である。「格

助詞「ハ」の場合は、格述構造が完全に払拭されてはをらず、若し対比（半藤注、対比の用法）でなかったとしてもそれは真の題目とは異なるものである。（109頁）

・題目は自づから一文に一つといふことになる。

（112頁）

・題目―解説が主文においてのみ指摘し得る構造である（392頁）

要するに、青木の「題目（＝真の題目）」とは、構造的には主文の主語に付く「は」を典型としつつ、無形化した「を」格、「に」格の場合をも認め、また、表現的には「は」の後項が前項の解説に相当する際の、その前項ということになる。^① 例文で見れば、次例には全て題目があることになる。

○地球は丸い。（青木によれば、主語題目）

○同情は捨てる。（青木によれば、目的語題目）

○ペナントレースは優勝した。（「に」格、もしくは

は「で」格の題目）

また、格助詞を欠く位置にあれば、対比用法の「は」もまた、題目と見做される。

○山は高く、海は広い。^②

○海は広いが、池は狭い。^③

青木は、格助詞を承ける「は」は、格成分の働きが払拭されていないため、「題目（＝真の題目）」とはしない。しかし、状況成分（場所 場面を表す「に」「で」に下接した「は」で対比の意味が出ないものは「状況 題目提示」と扱う（196頁）。「状況 題目提示」は「題目（＝真の題目）」ではないが、その性質に近いもの（「題目提示用法の一種」、187頁）である。因みに、黒田成幸（二〇〇五）は「文の題目となるのは名詞句である」（68頁脚注）とし、益岡隆志（二〇〇七）には「題目の性格を考えようとするとき、題目を表す名詞句の指示上の特性を問題にするのが一般的である」（64頁）とあるが、そう単純に割り切れないところがありそうである。

次の例文が「状況 題目提示」のものである。

○東京には「は」が乱立している。

○日本では「は」を使う。

これらは、対比性がないものであれば「東京」「日本」という場所が題目として提示されていると考えるのであるが、恐らく、青木は、このような例では「には」「では」の形式が題目の提示を担い、格成分を「は」が承けているという発想には立っていない。なお、格助詞を欠いた「東京は」「日本は」が乱立している。「日本は」を使うのであれば、当然、題目である。

しかし、次のようなものは題目にならない。

●私は辞書は使わない。

「辞書は使わない」の部分、そのみであれば目的語題目となり得るのであるが、「私は」が冒頭に立つと、題目は一文に一つであることから、ここでは「私は」が題目、「辞書は使わない」がその解説となり、後者の「は」は対比となる。

●父は家で箸を使う。

こちらも題目は一文に一つであることから、「では」

が状況題目とならず、対比を表すものとなる。即ち「父は」が題目、「家で箸を使う」はその解説となる。また、次のように一文に一つの「は」でも、格助詞があるもの、副詞を承けるもの、連語内に挿入されるものは、題目にはならず、対比となる。

●彼女には会わない。

●はつきりはしない。

●寒くはない。

三、尾上圭介の論述から

尾上圭介（一九八一）は『題目―解説』という表現論的な捉え方は、既定の、あるいは目前の何かに対して新たに説明を与えるという場合にこそ典型的に成り立つ（113頁）としている。即ち、題目は「典型的」な場合と、そうでない場合とで幅があるということになる。「典型的な題目」の要件について、尾上圭介（一九九五）では次の二側面を備えた成分であることを述べている（31頁）。

・①一文の中で、その成分が表現伝達上の前提部分という立場にある。

①—a 表現の流れにおいて、その部分が全体の中から仕切り出されて特別な位置にある。

①—b その成分は、後続の伝達主要部分の内容がそれと決定されるために必要な原理的先行固定部分である。

②その成分が、後続部分の説明対象になっている。

右の①②は「は」構文の意味的状况を述べたものであり、①—a・bについては「は」の構文上の問題を述べたものであると考えられる。⁵⁾「典型外」の題目とは、この①②を満たさないところに存在することになる。

今ここに、「は」構文の意味的状况を、「は」の前項が「説明対象」、後項が「説明」になる、と単純に解すれば、前節の例文では、次のものは、その規定になく、題目ではない。

●私は辞書は使わない。

●父は家では箸を使う。

●彼女には会わない。

●はつきりはしない。

●寒くはない。

尾上圭介(二〇〇四)では「東京はビルが乱立している」「日本は箸を使う」のようなものは題目と見做し、状況語が説明対象となつて題目になっているものと考ええる(32～33頁)が、青木という「状況題目提示」のもの(次例)は題目とはならない。

●東京にはビルが乱立している。

●日本では箸を使う。

どちらも「は」の前項が説明対象で、後項部分が説明、という関係性では捉えることができない。これは「東京に」「日本で」のような格成分(尾上によれば「状況語」)が説明の「対象」、即ち「もの」的概念であるとは考えにくいことに因る。この点は、堀川智也(二〇〇七)も、尾上の立場から、次のように述べている。

・「○○＋格助詞＋ハ」の場合、それ自体が後続部分の解説の対象としてのモノではないので狭義には「題目語」には含めないという立場にたつが、この立場にたてば、格項目の中で狭義題目化できるのは、ガ格項・ヲ格項・一部のニ格項に限られることになる。⁽⁶⁾ (39頁)

右の「格項目の中で狭義題目化できるのは、ガ格項・ヲ格項・一部のニ格項に限られることになる」の記述は、尾上圭介(二〇〇四)の「文中の格項目の一つが題目語にまわり、残りが解説部となるもので、典型的な題目語になるのはガ格項、ヲ格項と特別な場合のニ格項である」(30頁)、「格項目が『典型的な題目語』になるのは、ガ格項、ヲ格項、特別な場合のニ格項に限られると言つてよい」(33頁)、などの指摘に共通のものである。それらの認識では、次例は題目である。

○同情は捨てる。

○ペナントレースは優勝した。

「を」格成分である「同情」、「に(で)」格成分の「ペ

ナントレース」は、北原保雄氏によれば、述語に不足する成分を補充するものであり、それぞれは述語「捨てなければならぬ」「優勝した」に対する「補充成分」に当たる。そのような関係にあるものは、説明対象―説明の関係では捉えにくいのが、堀川智也(二〇〇五)では「典型的な題目」の意味的要件として「処置がなされるべき対象としてのモノ」を立てる。「処置課題」のケースがあることを述べている。例えば「穴が開いた箇所は粘土を詰めた」「大雪山は十分な冬山装備をして登った」の類であり、「を」格や「に」格の一部は、そのことよって題目に見做し得るとされる。その立場では、先の「同情は捨てる」「ペナントレースは優勝した」は「処置課題」のケースでの題目に当たると思われる。

四、丹羽哲也の論述から

丹羽哲也(二〇〇六)は、「題目」を「主題」と言っても同じであるとして、文の中で前項に対して何か述

べる(Ⅱ「説明・解説」を表す)「題述関係」を構成する際の、その前項が題目であるとする(1〜2頁)。

「題述関係」とは、前提として提示されるXに対してYを焦点として割り当てる「課題構造」に「主体と属性・状況の関係を組み込んだもの」であり、「ガ格が題目に立つのが多く、斜格が題目に立ち得るのは、その名詞句が述語とガ格関係(主体と属性・状況)にも把握されるからだ」(55頁)とも述べている。⁽⁸⁾このことから、題目が成立する要件としては、次のことが言われる。

- ・ 題目文が成立するための条件は、X(半藤注、題目名詞句)とP(半藤注、述部)の間に主体と属性・状況の関係が成り立つということであり、XとPの述語とが格関係にあることや、XとPの中の要素とが所属・種類関係にあることは、その関係を成り立たせやすくする条件としてある。(7頁)

右の「所属関係」は、XにYが所属する関係の「は」構文(「象(X)は鼻(Y)が長い」の類)であり、「種類

関係」は、XとYが類と種の関係にある「は」構文(「魚(X)は鯛(Y)がいい」や「課長(X)は山田さん(Y)が仕事が早い」の類)を指すものである。

丹羽が「は」の用法で題目と認めるのは、「題目用法」(一般に、主題用法)と「対比題目用法」(例えば「山は高く、海は広い」「海は広いが、池は狭い」の類)であり、題目としないものは「対比用法」と「単純提示用法」である(11頁)。「対比用法」とは、主格以外の格成分を承けて「は」が対比性を持つ用法を指し、「単純提示用法」とは「題目を表すのでも対比を表すのではないが、なお課題構造は保持しているというもの」(同頁)で、例文としては「引き受けた以上は、責任を持ってやらなくてはならない」のようなものや、格助詞に付く「は」の中、「彼女には昨日会いました」「食事にはいつ行きますか」の類を挙げる。

なれば、本論中のこれまでの例文では、まず、次の対比用法のものが題目でない。

●私は辞書は使わない。

● 父は家では箸を使う。

● 彼女には会わない。

● はつきりはしない。

● 寒くはない。

また、青木の「状況題目提示」のものは、丹羽では「単
純提示用法」となり、これも題目とならない。丹羽哲
也（二〇〇四）には「二格、デ格などでは、『秋には
運動会が多い。』『この辺りでは、オーロラがよく見ら
れる。』のように、『名詞＋格助詞＋は』の形もある。（中
略）こういう形の場合、『秋』『この辺り』そのものの
説明をしているのではないので、少なくとも典型的な
題目とは言い難い」（276頁、注5）とある。即ち、次
例は題目ではない。

● 東京にはビルが乱立している。

● 日本では箸を使う。

一方、次のものは、尾上・堀川と同様、題目に扱
ものと推察される。

○ 東京はビルが乱立している。

○ 日本は箸を使う。

これらは、主体と属性・状況の関係を組み込んだ「題
述関係」にあると見做されることで題目となる。また、
次例も、題目である。

○ 同情は捨てる。

○ ペナントレースは優勝した。

丹羽は「同情は捨てる」のような「主体の作用が直
接に志向するモノ」である「を」格に付く「は」を題
目の要素と捉えている（73～75頁）。また「ペナントレ
ースは優勝した」については、主体と属性・状況の關係
が成り立っていると見做され、題目に扱われるものと
判断される。

五、論点

上記の先行研究の論述から、論点を整理する。ここ
に、青木の「状況題目提示」を題目と扱い、尾上の題
目を「典型的な題目」に限るとした上で、青木、尾上、
丹羽による題目の捉え方を「は」構文のバリエーショ

ンの広さ(広√狭)から示すならば、次のようになる。

青木√尾上⇨丹羽

青木の、尾上・丹羽と比べての広さは、格助詞を承ける「東京には|ビルが乱立している」「日本では|箸を使う」のような例文を「状況題目提示」として「題目提示用法の一種」に扱うところにある。尾上・丹羽では、格助詞を欠く「東京は|ビルが乱立している」「日本は|箸を使う」は題目(青木も同じ)であるが、「東京には|ビルが乱立している」「日本では|箸を使う」は題目にならない。そこで以下に、このことを論点に考える。

尾上圭介(二〇〇四)によれば、「この部屋は大きな窓がある」の「この部屋」は「状況語」であって「格項目」ではない(前述)。これは即ち、存在の場が主語になっているもので、しかも、その主語が題目語になっっているものである。一方、「この部屋には大きな窓がある」は、存在場所二格の二格項が題目化された

ケースであるとされる。つまり「この部屋は大きな窓がある」は「この部屋に大きな窓がある」に於ける「この部屋に」という「状況語」が題目化したものではないと見るのである(32〜33頁)。このような考え方では、先の例文「東京は|ビルが乱立している」「日本は|箸を使う」は存在の場が題目語になったものであり、「東京には|ビルが乱立している」「日本では|箸を使う」は存在場所の二格項、デ格項が題目化したもので、それぞれの文の成り立ちは異なっていることになる。

分析的に捉えれば、そのような立論はあり得る。が一方、伝達情報上の効果から考えれば「東京は|ビルが乱立している」と「東京には|ビルが乱立している」、「日本は|箸を使う」と「日本では|箸を使う」は、ほぼ対等である。使用上、それらを意味的な違いによって使い分けることは難しく、聞き手(解釈の側)としてもインフォーマルとフォーマルの対立といったデリケートな程度差を感じるあたりがせいぜいなのではないか。^⑤

繰り返しになるが、堀川智也(二〇〇七)では「穴

が開いた箇所は「粘土を詰めた」や「大雪山は十分な冬山装備をして登った」などは「処置課題」による題目である(40〜41頁)。それらと「穴が開いた箇所に粘土を詰めた」「大雪山には十分な冬山装備をして登った」は、伝達情報上、ほぼ同義であると思われるが、後者が題目ではないということであれば、それは「に」の存在を要因とすることである。格助詞の有無が表現性の異なるものを形成するとの考え方は支持し得るが、格助詞の有無が題目か否かを決定する最大要因であるべきか。即ち「は」が格助詞を承けるか否かで題目・非題目の違いを設定すべきかという点が当面の問題となる。

別の例で検討してみる。

1 彼は誠意がない。

2 彼には誠意がない。

尾上によれば、1は「説明対象」―「説明」を形成する題目語であるが、2は二格項が題目化したものであり、(典型的な)題目ではない。丹羽では、1は主

体と属性・状況の関係にあるので題目であるが、2は格助詞を承けており、対比性がなければ「単純提示用法」となって題目にならない。

しかし、私見では1と2を明確に使い分けるとは思えず、それらは「彼」が「誠意がない人物」であると認定している判断文として、ほぼ同義である。敢えて違いを出そうとすれば、1は「彼という人は誠意がない」、2は「彼について言えば誠意がない」という解釈になるが、それらは結果として「彼」に「誠意がない」というところで同義と受け取れる。

2のように「には」の「に」があってもなくても、ほぼ同義の文が成り立つことは、そのような文では「は」の役割が中心的であり、「は」が文全体を支えているということにもなる(「では」にも同類がある)。即ち、それらの文は「は」で示されるべき情報ということでもある。青木によれば、1は格助詞のない「真の題目」、2は、対比性のないものは「彼」を場所扱いして述べる「状況題目提示」となるが、「状況題

目提示」の場合というのは格助詞「に」「で」の働きを薄くしており、「は」のみでの題目とほぼ変わらぬものを作っていると見ることもできるのではないか。その意味では、筆者は1を題目、2を非題目と区別することに消極的である。

但し、次の「あなたには」「彼には」では、「に」を欠く表現が有り得ず、「に」の役割が不可欠な情報であって、前掲2とは別の事例である。

- 3 あなたには愛を届けたい。
- 4 彼には朗報だ。

どちらも状況成分、即ち、場所・場面を表す「に」とは考えにくく、「状況題目提示」とは見做せない。なれば、青木によっても非題目ということになるが、しかし、それらは対比の用法に特定されるものでもなく、「絶対的な取り立て」としての主題用法の例とも解することができる。⁽¹⁾即ち、それらを単純に「あなたに対して愛を届けたい」「彼にとって喜ばしい出来事である」の意味で解し、そこに「他の者には愛を届

けたくない(が)」とか「他の人には喜ばしくない出来事だ(が)」のような対比的含みを想定しない解釈である。「に」が主題用法となるについては、野田尚史(一九九六)に次の指摘がある。

・「に」のなかで、もつとも文の主題になりやすいのは、「弟に特技がある(こと)」、「弟にタイ語がわかる(こと)」、「弟に休養が必要(なこと)」の「に」のように、所有や可能や必要の主体を表すものである。(22頁)

この論述に合わせるならば、3の「あなたに」、4の「彼に」は事態の直接的な関係者、ということになるが、そのようなものも主題になり得るということになる。

例文3・4は「に」の役割が不可欠であり、しかも「あなたに愛を届けたい」「彼に朗報だ」が既に判断文を作っていることで「は」が使用され易い状況にある。この時の「は」は、例文2のように文全体を支えるということよりも、「あなたに」と「愛を届けたい」、「彼

に」と「朗報だ」の連用関係を二分結合して事態承認し、それらが判断文の構成素であることを明確にする役割にあると考えられる。⁽¹²⁾即ち「は」の前項「あなたに」「彼に」は、「は」による判断文としての前項である。「判断文としての前項」という観点からは、「は」の前項が体言か格成分かは問題にならない。例文1・2も無論、「判断文としての前項」である。

「は」の前項と後項との関係性よりも「は」構文全体の表現性という観点を優先すれば、後述のように構文的な枠組みに囚われない題目の規定が浮上することになる。

六、「取り立て」と題目

尾上圭介(二〇〇四)は「題目語という概念をどう規定するかについては定説はなく(ありえず)、どう規定しても誤りということはない。結局は、なにを目標してどう定義することが文法論の全体にとって有効かという観点から議論するしかない」(22頁)と述べる。

即ち、題目の規定には他の文法概念との関係を考える必要がある。題目を「は」に於いて把握し、その「は」が係助詞であることからすれば、本論として題目の規定に重視されるべきは、まずは係助詞の働きということになる。

係助詞が持つ係機能を「取り立て」機能と考える筆者は、題目の概念が「取り立て」機能をめぐる説明上に必要なものと考ええる。半藤英明(二〇〇三・二〇〇七)で述べたように、「は」の用法には、対比的観点からは主題・対比の区別、構文上の位置からは体言下接・連用語下接・連語内(「見はする」の類)の区別がある。筆者は、それら全ての用法が「取り立て」機能に基づくと考えるが、問題は、そのような理解の、どこに「題目」を位置付けることが有効かということである。

係助詞「は」の「取り立て」機能は、絶対的な様相でも相対的な様相でも発動し、表現上、前者は主題用法、後者は対比用法として現れる。この理解では、丹

羽のように「題目」と「主題」とが同一のものとはならない。丹羽は、所謂「主題用法」で非対比の用法である「題目用法」と、主格での対比用法のどちらにも「題目」の存在を認める（前掲）が、「題目」と「主題」が同じものであれば、「題目用法」は「主題」の用法ともなり、一方、対比用法にも「主題」の存在を認めるということになって、「主題」と「対比」とが対立的なものではなくなる。しかし「題目」と「主題」とを別のものとし、「題目用法」を「主題用法」と改めた上で、非対比の主題用法にも対比用法にも「題目」があるとすれば、題目の概念は、主題・対比という用法上のものとは別の概念に位置付けることができる。つまり、「主題」と「対比」とは対比性の有無により対立的に捉えられる用法上の概念であり、題目はそれとは別次元の概念とし得る。

筆者によれば、「は」の本質的な働きである「取り立て」機能は、連用成分に影響されることはあっても（例えば、格助詞、副詞に下接の「は」は対比用法に

なり易い）、そのことで変質・変化するようなものではない。「取り立て」機能が体言同士の連用関係、連語内など、様々な語句の結合に使用され、総じて判断文を作ることでは、題目は「は」によって成る判断文の構成内で把握されるのが良いと考える。

文のタイプとして現象描写文と判断文とを設定する時、次のように存在を表す動詞述語文（例文では主語を省く）は前者である。

- ・ 庭にいる。
- ・ 壁に飾ってある。

また、次のように動作を表す動詞述語文も、現象描写文の扱いができる。

- ・ 親に貸す。
- ・ 裸で走り出す。

どちらも表現形式上、主観的判断の介入がなく、内容上の客観性が高いことでは判断文とならず、「現象」の「描写」とは呼べないにしても、その範疇に置くことができる。しかし、それらに「は」を入れ込むこと

で、次のような(対比性のある)判断文ができる。(「裸で走り出す」については「は」の付きにくい成分と見られ、「は」を持ち込むと否定文の方が安定する。野田尚史(一九九六)・第22章。)

- ・ 庭にはいる。
- ・ 壁には飾つてある。
- ・ 親には貸す。
- ・ 裸では走り出さない。

これらの判断文は、「は」が前項と後項との結合を担うことで成立しているものであり、「は」の前項と後項とは、判断文を構成する上での直接的な、且つ、主要な構成要素である。これらの「は」の前項が判断文の主要構成要素と認識されるについては、それらを、例えば「何処にもいないのだろうか」や「何処にも飾つてないのだろうか」、また「誰に貸すのか」や「走り出さないとすれば、どんな姿か」のごとき質問の表現に応ずる回答文として把握する時、特に顕著である。

- ・ (質問) 何処にもいないのだろうか。

(回答) 庭にはいる。

・ (質問) 何処にも飾つてないのだろうか。

(回答) 壁には飾つてある。

・ (質問) 誰に貸すのか。

(回答) 親には貸す。

・ (質問) どんな姿ならば走り出さないか。

(回答) 裸では走り出さない。

いずれも「は」の前項がトピック的な要素であり、それらが判断文の主要構成要素であることは明らかである。

菊地康人(二〇〇二)は「ハの文が成立するための最も本質的な条件は、形よりも意味である」(9頁)と述べているが、判断文の主要構成要素たる「は」の前項という観点では、そこでの成分上の違いの問題よりも、後項との意味的な結び付きが重要になる。大野晋(一九七八)は曾て、「は」の前後二項の意味的な結びつきを次のように述べた。¹³⁾

・ ハの上におかれるものは既知のもの、既知と扱

うものである。それは題目であり問いを形成して、主格・補格・目的格のいずれであるかを問わない。かつ、ハのところ一度切斷する。ハの下には何か知られていない情報が加えられ、それがハの上の題目についての説明となつて、判断の文が成り立つ（31頁、傍線筆者）

また、森田良行（二〇〇七）には次の説明がある。

・判断文は「何は？」と「何だ」の二部構成で、時には二者の問答の形で構成されることもある。「帰る燕は木の葉のお船ネ」（野口雨情）は、質問「帰る燕は？」に対して「木の葉のお船ネ」と答える問答形式を取っているのである。そのため、時に解答は、話題の事柄や場面からの類推で察しがつく場合、必ずしもその題目¹⁴についての属性や働きそのものを述べるのではなく、自由に連想によつて答えを示していく。

（161～162頁、傍線筆者）

それぞれの傍線部は、「は」の前後二項の結び付き

が融通性を有していること、「は」構文による判断文が「は」の前後二項の論理的構成に必ずしも拘らないことを示すものである。従つて、判断文の主要構成素となる「は」の前項を「題目」と捉えるならば、ここに題目の概念は、格助詞の有無とは関係しない、文の表現構成上の概念という位置付けになる。前掲「庭にはいる」以下の例とは別に、「ゆつくり（と）は食べない」「少しは感じるだろう」など、副詞を承ける「は」についても、例えば「君は、早食いか」や「彼は、何も感じないのだろうか」のごとき質問の表現に應える回答文として見れば、それらはトピック的な要素となり、「判断文の主要構成素たる前項」という認識が可能となる。¹⁵

本論のように、題目を名詞（および名詞句）以外にも広く認めるについては、結果として、一早く「題目」の語を用いた松下大三郎に立ち戻ることである。松下大三郎（一九七四）では、「題目語は提示的修用語の一種であつて思惟作用に於ける判断の對象を提示する

ものである」(712頁)として、「花は咲く」(「主體の題目語」、714頁)を始め、「花をば見る」「花は見る」「都には上がる」「人とは交る」「家よりは出づ」「雪よりは白し」など(「客體の題目語」、同頁)を挙げている。今に見れば、松下の題目とは、係助詞の「取り立て」機能の実体を反映するものであり、また、それを示唆するものであったと言い得る。

但し、本論では、松下が題目とする「長くはなる」「静にはす」「絶えはせぬ嘆き」「探求はせず」など、連語内の「は」は、通常では題目になりにくいと考える。

次例のような「は」の前項も前例と同様、例えば「(そんな時は) どうするか」「どう思うか」のような質問に応える回答文としては、トピック的な要素と見做すことが可能かと思われる。

- ・ 笑いはする。
- ・ 泣きはしない。
- ・ ありがたくはある。
- ・ 美しくはない。

・ 食べてはみる。

しかし、このような「は」の表現形式は、本来が述語として「笑う」「泣かない」「ありがたい」「美しい」「食べてみる」という一つのまとまりにあるものを敢えて二項に分けつつ再結合し、強調するものである。それらが判断文を作ることには疑いがないが、実例によれば、このような表現形式は、ほぼ「は」構文の述部として用いられる。

5 あの「首」はどうなってしまったのか、久永は片時も忘れはしなかったが、それを調べることのできるような雰囲気ではなかった。

(内田康夫 『首の女』殺人事件)

6 光太郎の本物の蟬を見て、もう一つの「蟬」が贗物であったことに気付いたというのは、あまり得なくはない。

(同)

7 橘家の用向きは明確ではない。

(伊藤博 『萬葉のあゆみ』)

8 むろん、これらの事柄は越中で知ってはいた。

(同)

9 生まれいずる生命に悲しみを感じることに

そ、真の詩人ではないのか。

(同)

10 そこでは、曹操と時代を同じくして生き、彼

とさまざまな関係をもつて(『三国志』)に彩りを

与えた英傑たちの軌跡にもいささか触れはした

が、ともかくそこでは曹操を中心にするとい

う趣旨から、ほとんど深く追求することなく終

わってしまった。(竹田晃『三国志の英傑』)

これらの判断文での主要構成素は、**太字**の「は」「こ

そ」を境とする前後二項であり、「は」を含む述部は

主要構成素の後項部分である。つまり、述部の「は」

の前項を題目と扱うことはすべきでない。連語内の

「は」が判断文の主要構成素たる前項を作るとは、

基本的には想定外とすべきことである。

そこからすれば、一文中に「は」が重複する場合は、

より上位のものに判断文の主要構成素を作る資格が与

えられると考えられ、次例についても判断文の主要構

成素は、**太字**の「は」を境とする前後二項となるであ

ろう。

11 今日**は**、私**は**行かない。12 私**は**、今日**は**行かない。但し、傍線部の「私**は**」「今日**は**」は、より上位に

題目の存在があることで自ら題目として立つ資格を喪

失しているものであり、全く以て題目たり得ないという

ことではないと思われる。5〜10の傍線部と比べれ

ば、それらは題目としての資格を保持しつつ、題目と

して立つことを結果的に潜在化しているとすべきであ

ろう。

七、むすび

「は」構文は、「は」の前項と後項との二項により判

断文の構成に関わる。この時「は」の前項がその判断

文の主要構成素であれば、これを「題目」と見做す。¹⁶⁾

題目が「は」による判断文の主要構成素となる二項の

うちの前項であるからには、青木の述べたように、題

目は一文に一つが原則となる。なれば「は」構文で非題目となるのは、述部となる連語内用法の前項部分と、一文中に複数の「は」が現れる際の最上位のもの以外である。

従って「は」の構文上での現れ方によっては、承けるものが同じものでも題目・非題目で分かれる場合がある。

私は会わない。

↓「私は」は題目

私はあなたとは会わない。

↓「私は」は題目、「あな

たとは」は非題目

あなたとは会わない。

↓「あなたとは」は題目

注1 青木の立場は「ハ助詞によって提示された真の題目

は、もはや格成分ではなくなったと見なければならぬ。

成分として名称を与へるならば題目成分とする他ない

(113頁) というものである。

2 青木は、重文の場合は主節、従属節の区別をせず、それぞれが単文の資格にあると見ている。399頁

3 「日本語の基本的な語順」からすれば、合文では前文が従属節、後文が主節である。益岡隆志(一九九七) 4頁参照。しかし、従属節でも単文の資格と見做される場合の「は」は、題目となる。

4 「時」が題目となるものもある。

・クリスマスにはパーティーをする。

5 但し、尾上圭介(二〇〇四)では「要件①—aというのはかなり感覚的なものであるので、個々の例において①—aが満たされているかどうかを判定することは本質的に困難な場合があるということを感じなければならぬ」(28頁)としており、「題目語と呼びたいもの」郭は、実ははつきりしない(22頁)とも述べている。

6 堀川が「広義題目化」の例とするもの(38頁)の中で、「加藤先生には先日相談しました」「広場ではコンサートが行われている」「北海道からはじやがいが届いた」「秋田までは列車が混雑していた」は、青木の「状況題目提示」に相当し、また「花子とは先日デートした」は、青木では対比用法と見做されると考えられる。

7 丹羽によれば、「課題構造」は、「は」の四用法すべてに関わる特性である。11頁。

8 丹羽の「題述関係」は「は」のみが構成するものではなく、「って」「なら」「こそ」や無助詞の形式など、様々なものによって構成されるが、本論では「は」について

のみ検討する。

9 野田尚史(一九九六)には「日本には温泉が多い。」と「日本は温泉が多い。」のように、どちらでも言えることも多い」(27頁)とある。

10 例えば、丸山直子(一九九六)には無助詞の形式が格助詞の省略とは考えられないとの指摘がある。

11 丹羽によれば、題目でも対比でもない「単純提示用法」となるであろう。

12 尾上圭介(二〇〇四)には次の記述がある。

・「は」という係助詞がXとYの間にはいつて「XはY」という形をとったとき、「は」はXとYの結合の成立を分説的に承認する。Xは格成分であつても修飾成分であつても接続成分であつても、連用的な成分であればなんでもかまわない。あるいはそれらのいずれでもない場合さえありうる。要は、XとYとがつながつてひとつの文的事態を表現するということがなんらかに保証される場合は、「XとY」という文(あるいは句)が成立するのであつて、(第1種)係助詞とはそういうものである。(35頁)

13 「は」の前項・後項の結び付きが意味的補助により伝達情報として整えられることによつても「は」構文が成立する。半藤英明(二〇〇三)・第一部第三章。

14 森田は、基本的に名詞(および名詞句)を想定してい

ると思われる。

15 「恐らく」(陳述副詞。渡辺実では「誘導副詞」)は「恐らくは感じる」のように「は」を下接するが、この「は」は強調のものであり、「恐らくは」が判断文の中心的要素であるとは見ない。

16 筆者の立場は、係助詞「も」「こそ」や転位陰題文を作る「が」「つて」など、「は」以外の題目を容認するものであるが、それらについては「は」による題目との用法上、また構文上の違いを考慮し、一括して「題目類」とする。

参考文献

- 青木 伶子 (一九九二) 『現代語助詞「は」の構文論的研究』(笠間書院)
- 大野 晋 (一九七八) 『日本語の文法を考える』(岩波新書)
- 尾上 圭介 (一九八一) 『「は」の係助詞性と表現的機能』『国語と国文学』第58巻第5号
- (一九九五) 『「は」の意味分化の論理—題目提示と対比』『言語』第24巻第11号
- (二〇〇四) 『主語と述語をめぐる文法』『朝倉日本語講座6 文法Ⅱ』(朝倉書

- 菊地 康人 (二〇〇一) 店 「(形」と(意味)を結ぶ(文法)を追う魅力―「は」や、とりたての構文を例に」『国文学』第46巻第2号
- 黒田 成幸 (二〇〇五) 『日本語からみた生成文法』(岩波書店)
- 丹羽 哲也 (二〇〇四) 「主語と題目語」『朝倉日本語講座 6 文法Ⅱ』(朝倉書店)
- 野田 尚史 (二〇〇六) 『日本語の題目文』(和泉書院)
- 野田 尚史 (二九九六) 『新日本語文法選書 1 「は」と「が」(くろしお出版)
- 半藤 英明 (二〇〇三) 『係助詞と係結びの本質』(新典社)
- 半藤 英明 (二〇〇七) 『取り立て』を考える』『熊本県立大学文学部紀要』第13巻
- 堀川 智也 (二〇〇五) 『典型的な題目』の意味的立場』『日本語文法』5巻1号
- (二〇〇七) 『私の日本語学・文法研究から―題目語と格成分の關係―』『日本語学』第26巻第10号
- 益岡 隆志 (二九九七) 『新日本語文法選書 2 複文』(くろしお出版)
- (二〇〇七) 書評「丹羽哲也著『日本語の題目文』」『日本語の研究』第3巻4号
- 松下大三郎 (二九七四) 『改撰標準日本文法』(徳田政信編、勉誠社) ※初版は一九三〇年(中文館書店)
- 丸山 直子 (二九九六) 『助詞の脱落現象』『言語』第25巻第1号
- 森田 良行 (二〇〇七) 『助詞・助動詞の辞典』(東京堂出版)